

令和3年8月15日(日) 6時00分発表

記者発表資料 (第10報)

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、佐賀県内の一般国道(直轄区間)を指定しました。

この度、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を本日午前6時に指定しました。

今後の不測の事態にも速やかに対応してまいります。

路線名	指定する道路区間
国道34号	佐賀県鳥栖市永吉町～同県嬉野市嬉野町

問い合わせ先



国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所 防災室

技術副所長 今里

計画課長 岩熊

TEL 0952-32-1151

